

論点等説明シート

事業名	道路事業(補助・除雪)	担当部局庁	道路局
事業についての論点等			
事業の背景・目的等	<p>雪寒道路事業は、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和31年)(雪寒法)に基づき、冬期道路交通の確保を図り、産業の振興、民生の安定に寄与することを目的として推進。</p> <p>そのうち、除雪補助は、補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)及び都道府県道で、積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域における道路の交通の確保が特に必要である道路(雪寒指定道路)の除雪について、地方公共団体(道府県・政令市)に補助を実施。</p>		
論 点			
	①地方公共団体(道府県・政令市)の除雪に対する国の支援体制は確保できているか		
	②短期間の集中的な大雪時などにおいても交通への影響を最小限にするための事前対策は進んでいるか		
	③除雪作業の省力化・効率化は図られているか		